

千葉県告示第106号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年2月25日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
おもちゃ箱 そんのう 千葉県千葉市稲毛区 園生町420-1 2階B号室	株式会社グロー 千葉県市原市惣社一丁目 3番13号 代表取締役 石渡 純也	令和3年 3月1日	1250101738	児童発達支援 放課後等デイ サービス